

議案第100号

大阪市保健所条例の一部を改正する条例案

大阪市保健所条例（昭和39年大阪市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号） 第5条第1項の規定に基づき、本市に保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 [略] 位置 <u>大阪府中央区安土町3丁目1番3号</u> [略]	(設置) 第1条 [同左] [同左] 位置 <u>大阪府阿倍野区旭町1丁目2番7号</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和8年5月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

保健所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。